福島事故及びこれに関連する確保すべき資金の全体像と東電と国の役割分担 （参考資料） 1

	廃炉・汚染水（※1）	賠償（※3）	除染	中間貯蔵	合計
金額	2.0兆円 ↓（+6.0兆円） **8.0兆円**	5.4兆円 ↓（+2.5兆円） **7.9兆円**	2.5兆円 ↓（+1.5兆円） **4.0兆円**	1.1兆円 ↓（+0.5兆円） **1.6兆円**	11.0兆円 ↓（+10.5兆円） **21.5兆円**
		交付国債枠：9兆円 → **13.5兆円**			
東電	2兆円 ↓（+6兆円） 8兆円 （管理型積立金を想定）	2.7兆円 ↓（+1.2兆円） 3.9兆円	2.5兆円 ↓（+1.5兆円） 4.0兆円 （株式売却益を想定※5）	—	7.2兆円 ↓（+8.7兆円） **15.9兆円**（※6）
大手電力	—	2.7兆円 ↓（+1.0兆円） 3.7兆円	—	—	2.7兆円 ↓（+1.0兆円） **3.7兆円**
新電力	—	0.24兆円（※4）	—	—	**0.24兆円**
国	（研究開発支援） （※2）	—	（株式売却益）	1.1兆円 ↓（+0.5兆円） 1.6兆円 （エネルギー予算を想定）	1.1兆円 ↓（+0.5兆円） **1.6兆円**

（※1）第6回東京電力改革・1F問題委員会において公表された「有識者ヒアリング結果報告」を引用したもの。経済産業省として評価したものではないことに留意。
（※2）別途、廃炉の研究開発に、平成28年度補正予算までの累計で0.2兆円がある。
（※3）原賠機構法による負担金は、各事業者が事故への備えとして納付しているものであるが、現状では、1F事故賠償に係る資金に充てられている。これを前提とした上で、上記の金額は、上段については2013年度、下段については2015年度と同条件で負担金が設定されると仮定した試算値であり、毎年度の負担金は原賠機構において原賠機構法に基づき決定される。
（※4）託送で回収する総額は、原賠機構法施行の前年度（2010年度）までのものについて算定し、回収が始まる2020年前の2019年度末時点までに納付することが見込まれる一般負担金を控除した約2.4兆円。その上で新電力のシェア10%と想定して試算した額。40年回収とすれば、年額60億円。（託送料金0.07円/kWh相当＝一般標準家庭で18円/月）
（※5）不足が生じた場合には、負担金の円滑な返済の在り方について検討する。
（※6）別途、東電の自己資金で除染を実施する0.2兆円分（原賠補償法に基づく補償金相当）がある。

東京電力・1F 問題委員会第 6 回参考資料

確保すべき資金の額と対応策 2

確保すべき資金の額・要因

1 F廃炉（現状2兆→8兆）	賠償（現状5.4兆→7.9兆）	除染（現状2.5兆→4.0兆）	中間貯蔵（現状1.1兆→1.6兆）
◆燃料デブリ取り出しに当たって確保すべき資金について過去の事例を参考にした有識者試算による	◆商工業、農林漁業に関する営業損害・風評被害の収束の遅れ ◆帰還・移住のための住居確保に係る費用の賠償等の新たな賠償項目の追加	◆需給のひっ迫による労務費や資材費の上昇 ◆現場の状況を踏まえた丁寧な除染の実施による除染対象物の追加 ◆仮置場撤去時などの廃棄物発生量の増加	◆輸送時の安全対策や施設の仕様等の検討状況を踏まえた資金の増加

対応の原則

東電改革による資金確保が原則

2016年～

東電改革を前提とした国の措置 あわせて復興の加速化・充実を図るため、事業の効率化等を進める

＜廃 炉＞	＜賠 償＞	＜除染＞	＜中間貯蔵＞
措置① ・廃炉に関する資金を確保し廃炉事業を安定実施するため、「管理型積立金制度」を創設 措置② ・送配電事業合理化努力分を事故廃炉事業に優先的に充当	措置③ ・事故対応への準備不足分について、全需要家から公平に回収する仕組み	措置④ ・東電改革による東京電力株の売却益拡大で対応	措置⑤ ・国費（エネルギー特会）で対応

※その他、原発依存度低減、廃炉の円滑な実施のため、
託送の仕組みを利用して全需要家から回収する措置を行い、廃炉に関する会計制度を維持する。

（2）貫徹小委

①福島原発事故費用と切り離して、費用負担と市場制度について議論。

②中間取りまとめ（案）をまとめる。

1）財務会計WG＝東電・原子力事業者救済

①原賠機構に基づく一般負担金の負担方法

②「計画外廃炉」の減価償却費

③「計画外廃炉」の引当不足

④廃炉上振れ分の引当不足

→託送料金を通じて、新電力を含む事業者負担に

2）市場制度WG＝原子力事業者救済の見返りとして実施。実際には原子力事業者救済策

①ベースロード電源市場の創設（原発の販路の確保）

②非化石価値市場の創設（原発の正の外部性を内部化？）

→他方で、原発の負の外部性については内部化せず、国民負担にするアンバランスな構図。

③容量メカニズム

5．問題点

＜東電救済策について＞

- 確実に発生する費用が、東京電力の純資産額を大きく超えている以上、東京電力を法的整理するべきときにある。
- 事故炉廃止費用

  積立金制度の創設

  東電の託送料金の値下げ(超過利潤）部分を、事故炉廃止費用に回せる仕組み
- 東電パワーグリッドの超過利潤の一部をあてれば、結果的に、託送料金から回収するのと同じであり、東京電力のみが本来負担すべきにもかかわらず、全消費者が支払うことになる。
- 損害賠償費用

  東京電力の責任を問わないもの。

  一般負担金部分の「過去分」という苦し紛れの提案。このような仕組みには「理論」はない。

論点③　原賠機構法に基づく一般負担金の負担の在り方

- 福島第一原発事故後、原子力事故への備えとして、従前から存在していた原子力損害賠償法に加えて新たに原賠機構法が制定され、現在、同法に基づき、原子力事業者が毎年一定額を原賠・廃炉機構に支払っている（一般負担金）。
- 原子力損害賠償法の趣旨に鑑みれば、本来、これらの費用は福島第一原発事故以前から確保されておくべきであったが、制度上こうした費用を確保する措置は講じられておらず、当然ながら料金原価に算入する事もできなかった。
- したがって、理論上は、過去においてこれらの費用が含まれないより安価な電気を利用した需要家に対し、遡って負担を求めることが適当と考えられる。
- しかしながら、現時点で対象となる過去の需要家を特定し、負担を求めることは現実的でない中、自由化が進展する環境下において、受益者間の公平性の観点から、一般負担金の負担の在り方についてどのように考えるか。

全体のイメージ

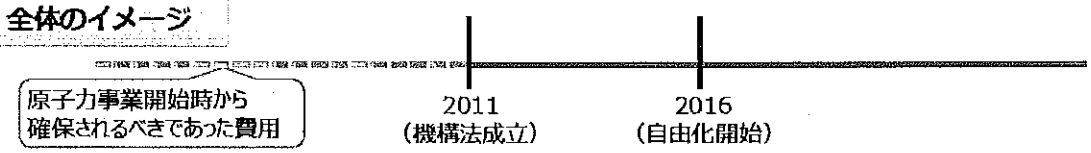

【原子力事業者による一般負担金の支払実績】

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
金額（億円）	815	1,008	1,630	1,630	1,630

<託送料金の仕組みにすることの問題点>

- 電力自由化、発送電分離にも反する。
- 託送料にすること自体の問題点

国会によるチェックを経ることなく金額を決定できる。その結果、廃炉費用が膨張する可能性がある。この点は、税の場合と著しい違いである。

実際、損害賠償は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構がかかわっているが、情報公開がほとんどされていない。国会の関与もない。

これは、託送料金をつかった制度一般に言え、問題である。

<一般廃炉の問題点>

- 一般炉廃炉にともなう残存簿価分の減価償却費の扱い

～廃炉会計制度の改訂（原子力救済延命策※としてのもの）

※原発依存度の低減のため早期廃炉を促すものと説明されているが、実態は異なる。

第１次改訂（2013 年）　1F　5, 6 号機廃炉にともなう損失の一部を回避

第２次改訂（2015 年）　原子力事業者の廃炉（一般廃炉）による損失の回避

→いずれも、廃炉後も原子力発電設備を資産として計上し、減価償却費として電気料金から回収。

もともとは、中部電力浜岡 1，2 号機、1F 1-4 号機の廃炉では、一括償却していた。

- 資料を見る限り、「計画外廃炉」をおこなった原発についてのみ、「例外的」に託送料金で費用回収という案になっている。
- 例外的に、一括費用認識の発生を回避するために、託送料金の仕組みを利用して段階的に費用回収（つまり新電力も含めて費用負担）（貫徹小委第2回、資料4, p. 11）。
- 理屈は、現行の廃炉会計制度があり、費用回収が可能になっているから、電力自由化に合わせてその制度を延長しなければならない、というものである。
- そもそもこの制度自体に問題がある。送電部門で発生していない費用を、送電部門の費用・原価に付け替えることはできない。発送電分離に反する。
- 一般廃炉を、資源エネルギー庁は、「計画外廃炉」と称している。だが、これらは計画外廃炉とはいえない。なぜなら、廃炉決定した原発は、老朽原発だからである。また政府が命令して廃炉にしたわけではなく、電力会社が自主的に廃炉にしたものである。

廃炉決定した原発

発電所		運転開始年	廃炉決定
関西電力	美浜1号	1970年11月	2015年3月
	美浜2号	1972年7月	2015年3月
中国電力	島根1号	1974年3月	2015年3月
四国電力	伊方1号	1977年9月	2016年3月
九州電力	玄海1号	1975年10月	2015年3月
日本原電	敦賀1号	1970年3月	2015年3月

＜解体引当金について＞

①引当期間を40年に短縮。引当期間短縮に伴う未引当分を、託送料金の仕組みで回収

②引当金の総見積額について、上振れした場合に対応するため、柔軟性を確保

＜問題点＞

①について：

・短縮に伴う未引当分は、本来、原子力事業者が回収すべき費用である。にもかわらず、託送料金を通じた全需要家負担にすり替えられている。つまり、2013年の影響緩和措置と今回の措置では意味が違っている。電力自由化の趣旨に反する。

→本来、運転期間である40年で回収するのは正しい。しかし、もともと、廃炉期間中も引当可能とすることで影響緩和したのであるから、制度変更の必要性はない。もし40年で回収するということであれば、一括費用認識が必要。

②について：

・見積りミスが生じる可能性を示唆したもの。2011年のコスト検証委員会では、このようなことが今後起こりえないと確認していたはず。

・上振れ分は、事業者の負担とすべきである。

・なぜ見積もりミスが生じるのか、詳細な説明が必要。また、解体引当金の算定根拠、個別事

情などは公開すべきである。
・「現行の算定式が想定しない個別事象を反映できることとして柔軟性を確保する」としているが、このような枠組であれば、算定式を超える「個別」事象も含めて対応するということになるのであり、何でもありになってしまう。このような個別事象については、当然、事業者自身が対応すべきである。

＜新電力取り込み策の問題点＞

- ベースロード電源市場：世界に類のない奇妙な市場。原子力の販路確保？
- 非化石価値取引市場：原子力補助策の一つ。再エネ普及をかえって妨げる。
- 容量メカニズム：時期尚早。再エネ導入が欧州並みに進んだ段階で丁寧に議論すべき。

6．まとめ

- 資源エネルギー庁は、原子力事業者にとって最も都合のよいものに限定して案を提示している。
  - １F費用の一部を託送料金へ転嫁
  - 賠償費用の一部を託送料金へ転嫁
  - 原子力事業者の一般廃炉にともなう「債務認識の回避」、それに加えて、原子力事業者でない新電力にも費用負担させる案を提示。
- 原子力政策、電力システム改革に関する一連の動きは、電力自由化の下で原子力発電を救済・延命する措置を構築しようというものである。
- 仮に提案されている制度が導入されれば、原子力事業者にとっての事業リスクは大きく減る。逆に言えば、原子力事業者を有利にさせ、他の事業者を相対的に不利にする。これは電力自由化の趣旨に反する。
- 現行の議論は、原発稼働ありきのフレームの中で行われている。これを前提とせず、原発の事業リスクを事業者に認識させ、事業リスクを踏まえても原発が必要か否か、事業者が正しく判断できるような制度設計が必要である。
- 提案が制度化されれば、ほとんどあらゆる追加的費用が託送料金から回収されることになる。これは、原子力の後始末に使途を限定した一種の目的税と同じである。

＜どうすればよいか＞

- 現在の会計は、廃炉費用の中身が全くわからなくなっている。一般廃炉費用、事故炉廃炉費用、損害賠償費用（賠償と除染を分ける）を区別して経理し、それぞれがいくらかかっているのか、わかる会計制度を構築すべきである。

＜東電について＞

- 東京電力の法的整理は避けられない。株主、債権者（銀行）が責任をとる。法的整理すれ

ば、資産を売却することで、その分国民負担額（税による負担額）を減少させることができる。

- 賠償主体がいなくなるとの懸念はあるが、実質的に東京電力は支払っていない。そうであれば、特措法を制定し、厳しい規制を行わなかった国の責任をみとめ、国が代わって賠償支払いをすればよい。
- 東電福島原発事故関連について、すでに国民は、原発事故賠償費用を実質的に負担していることからすれば、託送料金ではなく、福島原発事故については新たに税で徴収するべきである。その代わりに、国が行っている原子力関連支出（研究開発費、立地対策費）をゼロにして、実質的国民負担を軽減する。
- 税にすると、一体いくらかかるのか、かかっているのか、また、経費の使い方が適切か、といったことが国民の前に明らかになる。

7．補論　原発の発電コスト（実績）への影響

- 仮に、過去分（2010 年度まで）の原発事故コスト(21.5 兆円とする）を加えると、原子力の発電コストは以下の通り。

1970～2010 年度のコスト比較

単位：円/kWh

	発電コスト	政策コスト	事故コスト	合計
原子力	8.5	1.7	2.9	13.1
火力	9.9	0.0	-	9.9
水力	3.9	0.5	-	3.9